

市町村コード
192074
山梨県
韮崎市

法人市民税領収証書②

口座番号		加入者	
00460-3-960008		韮崎市役所	
所在地及び法人名 (各特定信託の各計算期間の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については特定信託の名称を併記)			
年度	※ 処 理 事 項		法人番号
事業年度		申告区分	
から		まで	
.		中 予 確 更 決 其 同 定 定 正 正 定 他	
法人税割額	01	百	十 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日		領収日付印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎この納付書は、3枚1組の複写式と なっていますので、切り離さずに提出してください。			

市町村コード
192074
山梨県
斐崎市

法人市民税納付書(原符)㊤

口座番号		加入者	
00460-3-960008		斐崎市役所	
所在地及び法人名 (各特定信託の各計算期間の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については特定信託の名称を併記)			
年度	※ 処 理 事 項	法人番号	
事業年度		申告区分	
から		まで	
		中間	予定
		確定	修正
		更正	決定
		その他()	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02	千	百
延滞金	03	万	千
督促手数料	04	百	十
合計額	05	円	
納期限	年 月 日	額 収 日 付 印	
日 計	口 円		
上記のとおり納付します。 (金融機関又は郵便局保管)			

市町村コード

192074

山梨県

韮崎市

法人市民税額収済通知書㊦

口 座 番 号		加 入 者	
00460-3-960008		韮 崎 市 役 所	
所在地及び法人名 (各特定信託の各計算期間の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については特定信託の名称を併記)			
年 度	※ 処 理 事 項	法 人 番 号	
事 業 年 度		申 告 区 分	
から		まで	
		中 間 予 定 確 正 更 正 決 定 そ の 他 ()	
法人税割額	01	百	十 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印	
指定金融機関名 (取りまとめ店)	山梨中央銀行 韮崎支店		
取りまとめ局	〒407-8799 韮崎郵便局		
上記のとおり通知します。 (韮崎市保管)			

法人住民税について

1 税率
別紙のとおり。

2 延滞金・督促手数料

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(前年11月30日における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

又督促状を発した場合は督促手数料が加算されます。

3 滞納処分

督促状を発してから10日を経過した日までに納付されないときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることとなります。

納付場所

- 山梨中央銀行
- 三井住友銀行甲府支店
- 甲府信用金庫
- 山梨信用金庫
- 山梨県民信用組合
- 梨北農業協同組合
- ※上記金融機関の本支店、支所、出張所及び、公金収納取扱店(銀行、信用金庫等)
- 郵便局
- 山梨・神奈川・千葉・埼玉・群馬・栃木・茨城の各県及び東京都内に所在する郵便局
(ただし、納期限後はお取扱いできません)